

領土・主権展示館企画展



おがさわらしましんけいず
「小笠原島真景図」



「マーラン船」

べざいせん
「弁才船(模型)」



「大黒屋光太夫と磯吉」

漂流者たちと 日本の領土の歴史

2022 3/8 火 — 5/8 日

日本の島々をめぐる
苦難と発見と交流の物語

左上：「西 12 月 19 日初見小笠原島圖」宮本元道
『小笠原島真景圖』 所蔵：国立国会図書館
右上：「琉球船の図」 所蔵：沖縄県立博物館・美術館
左下：船舶模型 弁才船 所蔵：船の科学館
右下：「大黒屋光太夫と磯吉」桂川甫周(国瑞)
『吹上秘書漂流民御覽之記』 所蔵：北海道大学附属図書館

※この企画展の展示は、有識者の助言などを得て作成したものであり、必ずしも政府の見解を表すものではありません。

はじめに

前近代、航海技術が未発達だったころ、我が国及びその周辺で多くの漂流事件が発生しました。特に、江戸時代、社会が安定して経済が発展し、沿岸海運が大いに発達した結果、多くの船が漂流しました。この時代、我が国国内では、弁才船と呼ばれる瀬戸内海で発展した木造帆船が沿岸海運の主役であり、熊野灘、遠州灘及び鹿島灘などの難所を抱える我が国近海では、漂流する船が続出することは避けられなかったのです。さらに、冬季の北西の季節風と黒潮によって離岸流が発生し、太平洋側の航路である上方と江戸を結ぶ重要航路では、一たび舵が壊れたり、帆柱を切らなければならなくなると、船はたちまち岸を離れ太平洋を放浪することになりました。実際、この展示で紹介する江戸時代の太平洋側航路の日本船の漂流は、すべて冬季に発生しています。

漂流は不幸なトラブルです。その結果多くの方々が亡くなっています。しかし、漂流の末に我が国ではあまり知られていなかった島に漂着し、日本人の日本周辺の島々に対する認識が深まったり（「地理的理解の深化」）、漂流者が外国に漂着し、救援の手が差し伸べられる中で、国際的な「接触」や「交流」が生まれ、その中で領土の認識が示されたり、領有権に影響を与える出来事が発生したりすることがありました。

我が国固有の領土である北方四島、竹島及び尖閣諸島についても、その歴史を振り返ると、それぞれ関連する多くの漂流事件があり、その中には「地理的理解の深化」「接触」「交流」をめぐる歴史的なエピソードがあります。また、江戸時代、鳥島や小笠原諸島にも我が国からの漂流者が流れ着きましたが、これらの漂流は、両島の領有や開拓のきっかけとなっています。

この展示は、内閣官房の委託資料調査事業で収集した資料などを活用しつつ、漂流事件の紹介を通じて、我が国の領土に関する歴史を振り返ろうとするものです。展示にあたっては、歴史上の事件を領土から見た意義のみならず、漂流の経緯をできるだけ詳しく紹介するように心がけました。この展示を通じて、往時の人々の苦難に思いをはせていただければ、幸いに存じます。

※展示中の地図で示した漂流経路は、史料などを参照して可能な範囲で再現を試みたものであり、必ずしも正確なものではありません。

江戸時代の国際情勢と漂流①

今回の展示で紹介する漂流事件の多くは江戸時代のものです。これは単なる偶然ではありません。個別の漂流のエピソードを紹介する前に、当時の情勢について考えてみましょう。

江戸時代の国際関係の四つの出入り口 図1

江戸時代は「鎖国」というイメージがあります。当時は、キリスト教に関する人や物、情報の流入は厳しく監視され、日本人の海外渡航も禁止されるなど、幕府(国)による厳しい管理下にありました。一方、長崎と三つの藩(薩摩藩、対馬藩及び松前藩)の四つの出入口が定められ、人や物、情報が出入りしました。



図1: 当時の我が国から見た国際関係(17世紀後半～19世紀前半)

(「18世紀頃の東アジアの国際秩序」 荒野泰典編「江戸幕府と東アジア」(吉川弘文館、2003) p.161などを参照し作成。)

コラム

東アジアの国際秩序:
「近世国家」による
「すみわけ」の世界

江戸時代の国際情勢と漂流②

国内海運の発達

江戸時代、海外への渡航禁制のため、日本の海運は国内の沿岸航海に限られました。しかし、国内が安定、経済が発達するにつれ、海運業も大きく発展します。そのきっかけの一つが、幕府や大名の財政を支えた年貢米の輸送であり、江戸の商人であった河村瑞賢により西廻り航路、東廻り航路が開発されました。また、商業都市大坂と消費都市江戸の間で、菱垣船・樽廻船が就航しました。各地域では物流にともない、特産物が生まれ、運ばれる特産物も多様化していきます(図2)。

また、我が国の中国への輸出産物は、銀や銅などから海産品などに移行していき、昆布ロードなどが形成されました(図3)。



図2：江戸時代の廻船航路

※菱垣廻船、樽廻船：江戸時代に主に上から江戸に商品運ぶために仕立てられた廻船（貨物船）。
〔注〕「江戸時代の都市と交通」山川出版社「高校日本史B 改訂版」p.186などを参照し作成。

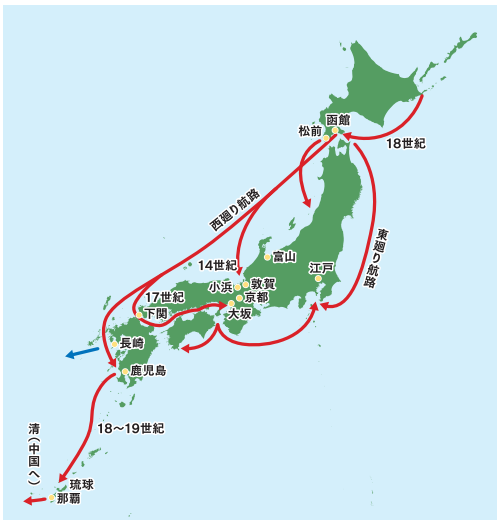


図3：昆布ロード

〔注〕真栄平啓昭「琉球貿易の構造と流通ネットワーク」望見山和行編「日本の時代史18 琉球・沖縄史の世界」(吉川弘文館、2003)p.155を参照し作成。

漂流者の送還

しかし、当時は航海技術が未発達だったことなどもあり、国内外の航海の発展により、漂流事件が多数発生することとなりました。当時、日本や清、朝鮮などの東アジア諸国は、他の東アジアの国の漂流民を救助・送還する政策をとっていました(図4)。

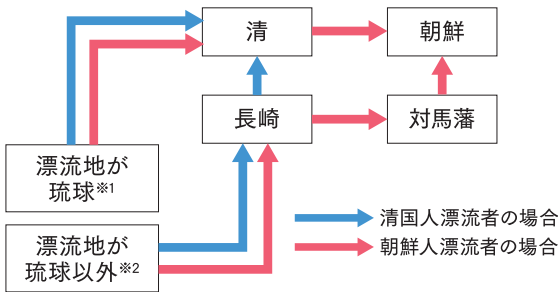


図4：我が国に漂着した清国人・朝鮮人の送還体制(18世紀)

※1 ただし漂流者がキリシタンであった場合、捕縛され薩摩藩経由で長崎に送られることになっていた。

※2 対馬に漂流した朝鮮人は、長崎を経由せずに直接、朝鮮に送還された。

〔注〕「海禁と漂流民送還体制」荒野泰典編「江戸幕府と東アジア」(吉川弘文館、2003)p.168-171。
「漂流民と送還体制」羽田正編「東アジア海域に漂ぎだす1 海から見た歴史」(東京大学出版会、2013)p.246-249などを参照し作成。

江戸時代の国際情勢と漂流③

18世紀末になると、欧米諸国が海軍力をともなって東アジア海域に進出します。欧米諸国からの接触到幕府は苦悩します。

欧米諸国の東アジア海域への進出

18世紀末になると、欧米諸国が海軍力をともない東アジア海域に進出し、我が国との通商を求めてきました。特に、ロシアは、ラッコ、クロテン、キツネなどの毛皮獲得を目的にシベリアを東進、千島列島のうち北方四島に近い南部の島々にまで進出してきました（図5）。

欧米諸国の船の多くは、日本の漂流者をともし、その返還を利用して通商交渉を要求してきました。また、欧米の船が遭難して日本に漂流するケースも多く起こりました。

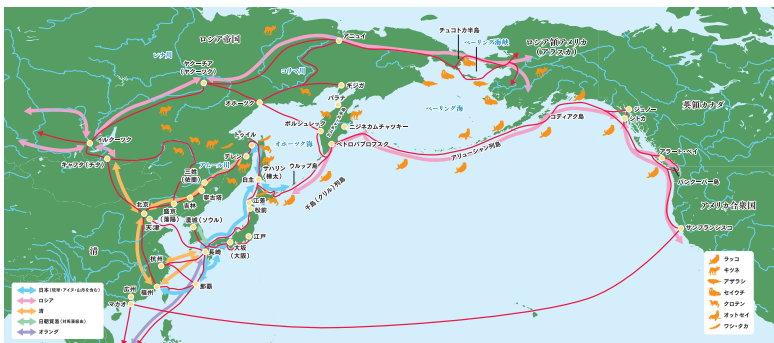


図5: 19世紀初頭の動物の生息域と北太平洋の交易ルート

（注）「19世紀初頭の北太平洋地域における産物と交易ルート」国立民族学博物館「ラッコとガラス玉 北太平洋の先住民交易」（千里文化財団、2001）p.4-5、「19世紀初頭の北太平洋地域の交易ルート」大塚和義編「北太平洋の先住民交易と工藝」（思文閣、2002）p.8-9などを参照し作成。

幕府の対外政策

幕府は、欧米諸国への対応に苦悩しました。

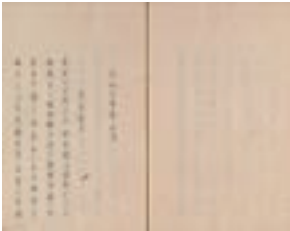
文化元（1804）年に幕府は「文化の撫恤令」を出し、異国船は稔便に帰らせ、特に漂流船には薪と水を供与することとします。しかし、文化3（1806）年から4（1807）年にかけて、ロシアの軍艦が、樺太や択捉の番屋などを攻撃する事件が起こりました。その後も長崎に英国船が侵入する「フェートン号事件」などが発生、幕府は態度を硬化させ、文政8（1825）年、「異国船打払令」を出すこととしました。

アヘン戦争では清の敗北もあり、幕府は態度を軟化、天保13（1842）年、「薪水給与令」を出します。しかし、弘化3（1846）年から4（1847）年における漂流船ローレンス号乗組員の待遇などについて米国の批判を受け、ペリーの来航を迎えることとなりました。

近代国際法の導入

結局、日本を含む東アジア諸国は、国際情勢をみて、欧米諸国との通商関係を構築することとなりました。

日本は、欧米諸国との間で条約を締結し、その中で漂流者の救助や保護について規定されるようになります。



「文化の撫恤令」
「御触書天保集成」より 所蔵：国立公文書館



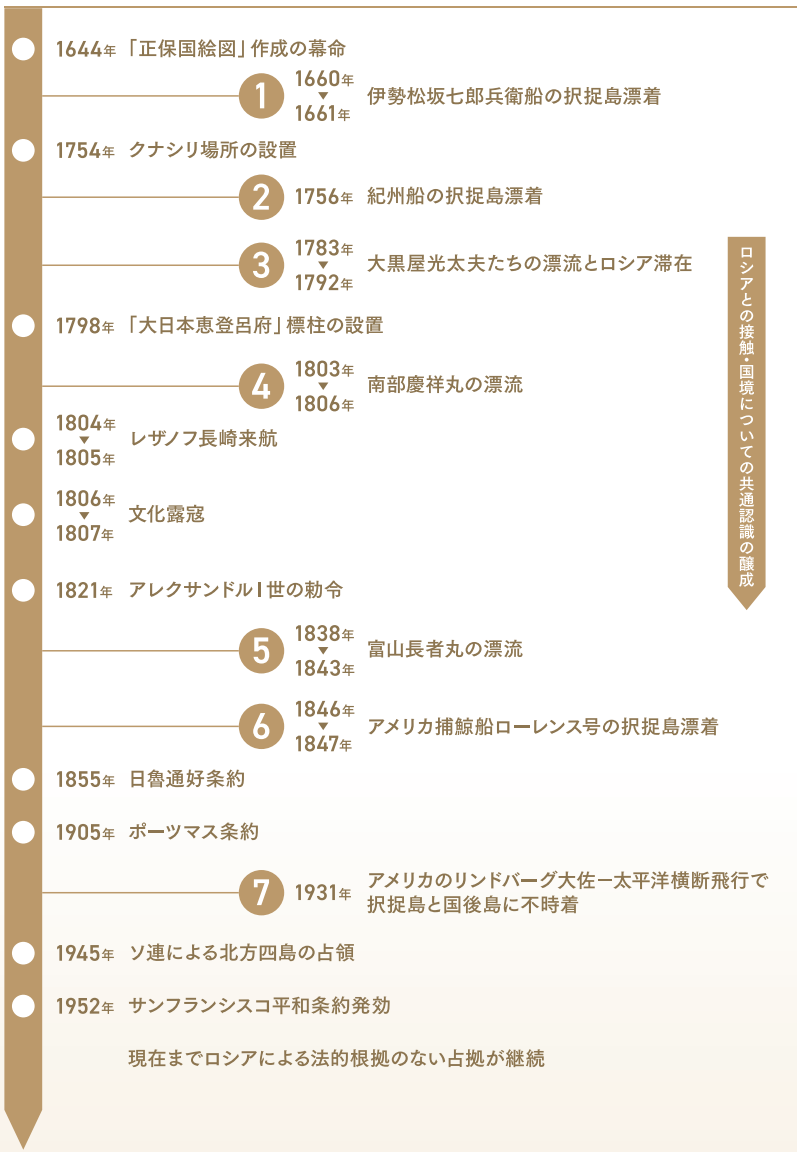
「日米和親条約」
「横浜応接約定（嘉永雜記所収）」より
第3条に米国人が日本近海で遭難した場合の規定がある。
所蔵：国立公文書館

Chapter

1

北方四島

江戸時代、松前藩は17世紀初頭から北方四島を自らの領域として認識し、徐々に統治を確立していきました。18世紀、特にその終わりごろからロシアとの接触の機会が生じ、1810年代までに、日露両国は、択捉島までが日本領であることの共通認識を醸成していきます。そして、安政元年12月（1855年2月）、日本とロシアは「日魯通好条約」に調印し、当時自然に成立していた択捉島とウルップ島の間の国境をそのまま確認しました。当時の漂流事件から見ても、このような歴史を確認できます。



記録が残る北方四島への最初の漂流の記録

1660年 — 1661年

い せ まつ さか しち ろ べ え

え と ろ ふ と う

1 伊勢松坂七郎兵衛船の択捉島漂着

この択捉島漂着は北方四島へ漂流した最も古い記録です。漂流者が江戸に帰着した後の聞き取りの記録が残っており、当時の択捉島や住民の様子が記されています。



漂流の経路

- 1 万治3(1660)年12月23日、紀州藩米の江戸への輸送のため、伊勢松坂(現:三重県松阪市)の回船七郎兵衛船(15人)が鳥羽を出帆。
- 2 同24日、遠江(現:静岡県西部)の懸塚(天竜川の河口付近)まで進んだが、夜になって北風が強くなり、舵を折られる。
- 3 25日朝までに舵の入替えに成功したが、その後も北風強く9日間流され続ける。その後、東から東北東の方向に流され続ける。7か月漂流し、寛文元(1661)年7月15日、択捉島に漂着。
- 4 アイヌの助力を得て、磯伝いに択捉島から国後島及び北海道本島を西進し、十勝にて松前藩の役人と出会う。その後、松前、新潟、高田を経て寛文元(1661)年9月8日に江戸に到着。

ポイント 交易品だったラッコ毛皮と木綿衣服を交換。

択捉島に漂着後、漂流者たちが木綿の衣類を干しているとアイヌに盗られました。取り返そうとしたところ弓でおどされ、代わりにラッコの毛皮を投げてきました。ラッコの毛皮は、十勝で松前藩士に「法度」であるとして没収されました。当時、ラッコの毛皮は上等な交易品とされていました。

蝦夷地からの交易品は、昆布、鮭、熊・鹿・アザラシ・ラッコなどの毛皮、鷲羽などで、この中でも上等品は、ラッコやアザラシの毛皮、鷲羽で、北方四島を含む北海道東部の重要な産物として珍重されました。アイヌはこれらを、米、酒、タバコ、鉄製品、木綿衣服などと交換していました。なお、寛文元(1661)年の漂流事件の記録によると、択捉島のアイヌは当時米を知らなかったようですが、オランダの探検家フリースの記録によると1643年に国後島のアイヌは米を欲しがったと記されています。

蝦夷地の交易品



熊毛皮



アザラシ毛皮



ラッコ毛皮



鷲羽

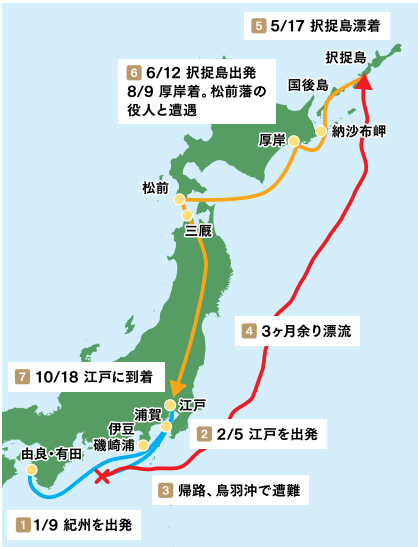
写真:北海道博物館所蔵

択捉島に日本の統治が及ぶ

1756年
き しゅう せん

2 紀州船の択捉島漂着

18世紀中ごろの択捉島への漂流の記録をみると、このころ、択捉島にすでに松前藩の統治が及んでおり、また我が国の物流がすでに到達していたことがわかります。



漂流の経路

- 1 宝暦6 (1756) 年1月9日、紀伊国 (現：和歌山県) 日高郡菰浦の堀川屋八左衛門は、11人乗りの船で、紀州藩の荷物やみかんなどを積んで江戸に向かい、23日、江戸に到着。
- 2 2月5日、干鰯、粕、大豆、小豆、空き樽などを積んで江戸を出発。浦賀・伊豆磯崎浦を経由し、紀州に戻ろうとする。
- 3 鳥羽の沖合で大風に巻き込まれ遭難。
- 4 3か月余り漂流。
- 5 5月17日、一面大雪の島 (択捉島) を見て上陸。5月28日、地元のアイヌと出会う。
- 6 6月12日、小舟で択捉島を出発。国後島、納沙布岬経由で浜伝いに進み、8月9日に厚岸に到着して松前藩の役人に会う。
- 7 9月9日、松前藩船で厚岸を出発、松前経由で津軽 (現：青森県) 三厩に到着。陸路で10月18日江戸に到着。

ポイント

当時すでに我が国の統治が
択捉島に及ぶ。

この紀州船の漂流の記録には、漂流者が択捉島アイヌに浦賀番所の切手 (通行証) を見せると、「ゑとろふ惣頭おとな共」宛の松前藩の書付を見せてきたと記されています。書付は、漂流船があれば大切に松前に知らせるように、という内容でした。

当時は、クナシリ場所設置 (1754年) の直後で、択捉島には松前藩の拠点はありませんでした。我が国の統治が及んでいたことを示す事例になります。

ポイント

我が国の物流がすでに
到達していたことがわかる。

この漂流の記録によると、択捉島アイヌは鉄鍋やたばこなどは松前からの「お古」も手に入れていたほか、婚礼などの大切な時には木綿衣類を身に着けたとされます。

一方、当時の択捉島アイヌの集落にはロシアの産物が入っていたことは確認できません。

コラム

クリック 「しろいところ」のラッコ？

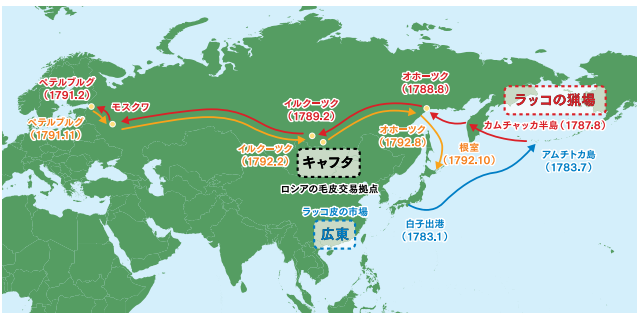
ロシアとの接触の始まり

1783年 — 1792年

だい こく や こう だ ゆう

3 大黒屋光太夫たちの漂流とロシア滞在

大黒屋光太夫の数奇な漂流経験は、数多くの映画や小説となりよく知られています。大黒屋たちを帰国させるためのラクスマンの来航は、その後続くロシアとの本格的な接触の始まりでもありました。



(注) 大黒屋光太夫記念館より「ダイ・コー」24号を参考に一部加筆(桂川南周「北槎聞略」巻之二、三より)



「大黒屋光太夫と磯吉」
桂川南周(国瑞)
「吹上秘書漂流御覧之記」
所蔵: 北海道大学附属図書館
江戸城内吹上御物見において大黒屋幸太夫と磯吉が、將軍家齊の面前で幕府の重職たちからロシアについて質問を受けた時の様子で、ロシア服で正装しています。



「アダム・ラクスマン」
『寛政五年六月八日入港・七月十七日退帆
函館渡来露船エカテリナ号乗組員像』より
所蔵: 函館図書館所蔵地域資料アーカイブ



女帝エカテリーナ肖像画
1792(寛政9)年、大黒屋光太夫が持ち帰ったものを国後場所請負人の飛騨屋が模写。原本の所在は不明。
岐阜県歴史資料館所蔵(武川家古文書)

漂流の経路

漂流からエカテリーナ2世への面会まで

天明2年12月(1783年1月)、大黒屋光太夫たち17名は、伊勢国から江戸へ向かう途中、嵐のため漂流し、1783年7月、アリューシャン列島(当時はロシア領)のアムチカ島に漂着。そこで、ラクコ猟をしていたロシア人の集団に救われる。その後、カムチャッカなどを経て、1789年2月、イルクーツクにて、キリル・ラクスマン教授に出会う。光太夫たちは、1791年2月、ラクスマン教授にともなわれ首都ペテルブルクへ向かう。1791年6月29日(寛政3年5月28日)、光太夫はエカテリーナ2世に面会、帰国の許可を得た。

ラクスマンの来航 — 大黒屋光太夫たちの帰国 —

1792年10月(寛政4年9月)、光太夫、磯吉、小市の3名は、ロシア使節陸軍中尉アダム・ラクスマン(キリル・ラクスマンの子)に送られて帰国した。ラクスマンは、通商を求め、ロシア遣日使節として根室へ来航。しかし、幕府老中松平定信は通商を拒否、幕府から松前藩へ派遣の目付役石川忠房を通じて、ラクスマンへ長崎に来る際の「信牌」(入港許可書)を与えた。

ポイント ロシアとの接触の始まり

毛皮などを求めて東進し、カムチャッカ半島や千島列島に達したロシアは、日本との通商に関心を持ち、皇帝ピョートル1世(在位: 1682-1725)やエカテリーナ2世(在位: 1762-1796)などは、漂流した日本人から情報を集め、日本語学校を設立しました。

ラクスマンの来航に際して、江戸幕府が「信牌」を与えたことが、その後のレザノフの長崎来航の原因となりました。そこで江戸幕府が通商を拒否したことは、ロシア側をいら立たせました。

コラム

クリック 『北槎聞略』とは？

クリック 大黒屋光太夫の漂流記録 ①～④
(国立公文書館「漂流ものがたり」)

択捉島までの我が国の統治が確立

1803年 — 1806年

なん ぶ けい しょう まる

4 南部慶祥丸の漂流

18世紀末から日露間の接触が急激に多くなりました。その中で起こった南部慶祥丸の漂流事件の経緯を見ると、択捉島までの我が国の統治が確立していたことがわかります。

漂流の経路

- 1 享和3（1803）年9月、慶祥丸は、陸奥国脇野沢（現：青森県むつ市）を出発。函館で塩鱈を積み南下。
- 2 11月29日、九十九里沖で嵐に遭い遭難。
- 3 約7か月漂流。
- 4 文化元（1804）年7月18日、パラムシル島に漂着。
- 5 その後、カムチャッカ半島・ロバトカ岬にてロシア人僧侶などの乗る船に救助され9月中旬にベトロバフロフスク・カムチャツキーに移動。
- 6 しかし、1805（文化2）年5月、幕府に通商を拒否されて長崎から戻ったレザノフから我が国への送還を拒否され、自力で6月に脱出。
- 7 パラムシル島でラショワ島のアイヌに出会い、一緒に南下し8月初旬にラショワ島に到着。しかし、その先の択捉島まで送ることは断られた（前年、交易を求めて択捉島に渡ったラショワ島のアイヌが幕府に一時捕らえられたため）。ラショワ島では、ウルップ島から引き揚げてきたロシア人13人と一緒に越冬。
- 8 翌春、ラショワ島のアイヌにレブンチリポイ島まで送られる。その後は自力で文化3（1806）年7月に択捉島の薬取までたどりつき幕府側に救助される。



ポイント 択捉島への我が国の実効的支配の確立

漂流者たちは択捉島まで自力で移動し幕府と接触しました。ラショワ島のアイヌは、捕縛をおそれ漂流者を択捉島まで送ることを断りました。当時、幕府は、ウルップ島にいたロシア人は生活の糧が得られなくなれば帰国すると考え、択捉島のアイヌに対しウルップ島への渡航を禁止、択捉島に渡ってきたラショワ島のアイヌも一時拘禁しました。我が国の実効的支配が択捉島まで確立していたことがわかります。



『大日本恵登呂府』の標柱
寛政10（1798）年近藤重蔵や最上徳内により設置。
写真：1930（昭和5）年、択捉島薬取村の人びとによる記念の建碑
所蔵：千島舞踊諸島居住者連盟

コラム

クリック

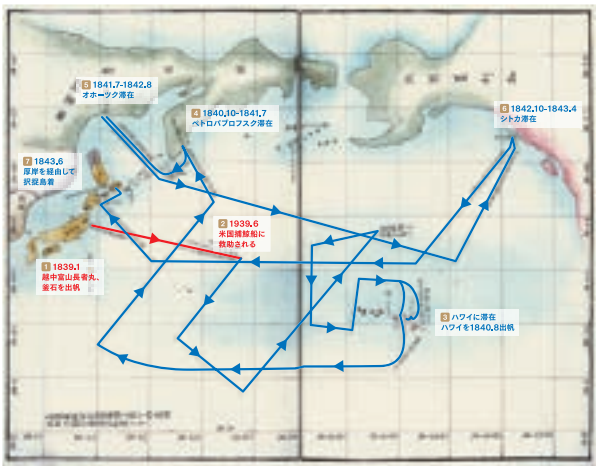
蝦夷地の幕府直轄化と
ゴロヴニン事件

ロシアも択捉島以南を日本の領土と認識

1838年 — 1843年

5 富山長者丸の漂流

この時期のロシアによる漂流者の返還状況をくわしく見ると、ロシアも択捉島以南を日本の領土と認識していたことがわかります。



『時規物語 一』
首巻の地図に漂流の経緯を追記(年号は西暦に換算)赤字は救助まで。青字は救助後帰国まで。
所蔵：公益財団法人前田育徳会

ポイント

ロシア側も択捉島以南を日本の領土と認識し、そのように行動。

ブロムイスル号の来航時、松前藩役人は異国船が薪と水が不足して寄港した場合、これを与えて退去させる幕府の方針「薪水給与令」をブロムイスル号の乗組員に伝えました。

ロシアは「薪水給与令」を通商の可能性があると解釈し、1845(弘化2)年、「択捉長官」に宛てた書簡などをもってロシア船を択捉島に派遣しました。しかし、日本人役人と接触できないまま帰国しました。

1821(文政4)年、ロシア皇帝アレクサンドル1世は勅令を出し、千島列島などにおける外国人による産業活動を禁止しており、勅令のロシア領は、ウルップ島(得撫島)南岬までと定めています。

この時期、ロシアによる日本漂流者の送還が数回あり択捉島に来航しています。ロシアは、ウルップ島以北を自国領と認識するとともに、択捉島以南を日本領と認識していたことがわかります。



「アレクサンドル一世の勅令」 ロシア帝国法令全書、37巻、法令番号28747

アレクサンドル一世の勅令

「ウルップ以北での外国人の商業・漁業活動の禁止」(1821年9月4日)(仮訳)

第1条

ベーリング海峡から始まって北緯51度までの一切のアメリカ北西海岸の、また、アリューシャン列島、シベリア東海岸及びクルル諸島、すなわち、同じくベーリング海峡から始まってウルップ島南岬、ちょうど北緯45度50分までの、島々及び港湾における商売、捕鯨、漁業及びあらゆる産業は、ロシア臣民のみが従事することができる。

第2条

従って、いかなる外国船舶も前条で示されているロシアの支配下にある海岸及び島々に停泊するのみならず、それらに100イタリア・マイル以内に近付くことが禁止される。これに違反した者は全ての貨物を没収される。



『時規物語 二十四』巻之十より漂流者
5年の漂流のち江戸に6年間抑留され、帰郷したのは、嘉永元(1848)年10月で、太三郎、六兵衛、次郎吉、金蔵の4名でした。
所蔵：公益財団法人前田育徳会

コラム

クリック『時規物語』とは？

江戸幕府は、北方四島を含む蝦夷地（現：北海道）について「日本地」と認識

1846年 — 1847年

6

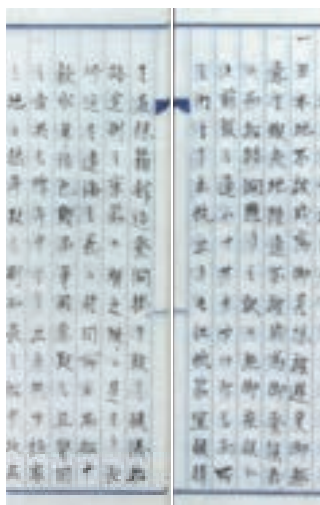
アメリカ捕鯨船ローレンス号の 択捉島漂着

幕府は、北方四島を含む蝦夷地を「日本地」と認識し、できるだけ米国人に見せたくないとして、漂流地の択捉島から海路での長崎まで移送することを松前藩に命じました。



漂流の経路

- 1 1845年6月15日にニューヨークを出港したアメリカの捕鯨船ローレンス号は、北太平洋上で捕鯨中に大しけに遭い沈没し、船員は3艘のボートに乗り、そのうち1艘(7名)だけが7日間漂流して弘化3(1846)年5月11日に択捉島へ漂着。
- 2 松前藩は、漂流者の取扱を幕府に質問。漂流者を国後島まで移送した後陸路で箱館まで護送することを提案。それに対し、同年10月24日、幕府は「日本地」を見せるべきでないとし、陸路ではなく択捉島から可能な限り長崎まで直接海路で移送するよう指示。
- 3 これを踏まえ松前藩で移送の経路や方法を検討。国後島まで小船で移送し、その後大型船で箱館経由で長崎へ移送することとした。
- 4 漂流者7名を乗せた護送船は弘化4(1847)年4月17日、択捉島を出発。
- 5 箱館を経由(6月3日出発)。
- 6 7月9日に長崎入港。長崎滞在中に1名死亡。
- 7 9月21日にオランダ船で長崎出港。バタビヤでアメリカ領事に引き取られ、アメリカに帰国。



幕府は、北方四島を含む蝦夷地を「日本地」と認識。

幕府は、蝦夷地を「日本地」として認識し、できるだけ漂流者に見せないようにして長崎まで護送することを松前藩に指示しました。当時、本州以南への外国の漂流者は長崎を経由して送還する体制がとられていましたが、蝦夷地はその例外でした。この事件の漂流者は、長崎経由で送還されたことから、北方四島を含めた蝦夷地が、本州以南と同様の送還体制に組み込まれたと考えられています。

「異国人長崎表江差送御用廉書」

「異国人長崎表江差送御用廉書」のうち、松前藩庁と江戸の藩邸の田崎与兵衛の間の調整内容を記録した部分。「日本地を見せない」とは「蝦夷地を陸通させない」ということであって、ハナサキ(現：根室)かアッケシ(現：厚岸)を出航し、襟裳岬方面に航海して箱館に停泊しても構わないと解釈している。実際にはアッケシでの疫病の流行により、国後島から直接海路、箱館に向かった。

所蔵：函館市中央図書館



クリック

アメリカの漂流者たち：
ペリー来航のプレリュード

リンドバーグの知られざる北方四島での出来事

1931年

7

アメリカのリンドバーグ大佐－太平洋横断飛行で択捉島と国後島に不時着

アメリカの飛行家チャールズ・リンドバーグ（1902－1974）は、1927年に初の単独無着陸大西洋横断飛行を成功させました。1931（昭和6）年には北太平洋横断飛行に挑戦、その過程で北方四島に不時着しました。正確には漂流事件ではありませんが、知られざるエピソードとして紹介します。

飛行の経路

リンドバーグは1931（昭和6）年7月27日ニューヨークを離陸し、アラスカからアリューシャン列島、カムチャツカを経て、8月19日新知島プロトン湾、20から21日ケトイ島、22日択捉島紗那沼、23日国後島東沸湖と島づたいに着水して南下しました。24日には根室港に至りました。

さらに、26日霞ヶ浦、9月13日大阪、17日福岡を経て、19日中華民国の南京、そして漢口（武漢）へと北太平洋横断航路を開きました。

択捉島及び国後島での不時着は、霧による予定外のものでしたが、両島の住民から大歓迎を受け、その写真が残されています。



リンドバーグ夫妻の航路 2枚の地図はいずれもアン・モロー・リンドバーグ「翼よ、北に(North To The Orient)」(1936年)を参考に作成。



択捉島紗那沼に不時着したリンドバーグ夫妻（昭和6年8月22日）



択捉島紗那リンドバーグ夫妻離陸（昭和6年8月23日）



択捉島紗那村倉沢駅通でリンドバーグ夫妻と記念写真（昭和6年8月22日）

北方四島で撮影された写真の大半は旧ソ連に没収されましたが、自力で脱出できた島民が命がけで持ち出した写真(559点)の中に当時の写真が残っていました。
(公益財団法人千島歯舞諸島居住者連盟「戦前の北方四島写真収録集」より)



ハマナス
リンドバーグ夫妻は、択捉島紗那で咲いていたハマナス(6～8月に咲く)の花を気に入り、「ジャパンローズ」と読者に紹介しています。
出典：環境省